

# ワンポイント会計基準

## vol.302 「第1・第3四半期財務諸表等の財務報告の枠組み（準拠性と適正性）の違い」について

### 1. はじめに

令和5年改正金融商品取引法により、2024年4月1日から上場会社の四半期報告書が廃止されました。

代わりに半期報告書の提出が義務付けられ、四半期決算は取引所の四半期決算短信に「一本化」されることになりました。3月決算の会社におかれましては、第1四半期を終えられたところですが、今回は財務報告の枠組みである「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」の違いを説明します。

### 2. 定義

第1・第3四半期財務諸表等の財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」の2種類があり、いずれかを選択する必要があります。

#### (1) 適正表示の枠組み

その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用されます。

ア 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に示されている。

イ 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。

## (2) 準拠性の枠組み

その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記ア及びイのいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

## 3. 「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」の違い

「適正表示の枠組み」は会計基準及び財務諸表等規則に基づく開示、すなわち改正前の四半期報告書と同水準の四半期財務諸表等の作成が求められます。それに対し、「準拠性の枠組み」は取引所の規則により定められた最低限の開示事項を除き、注記の省略が認められます。

以上